

平成23年3月22日

札幌刑務所

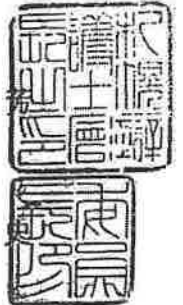
所長 浅野 賢司 殿

札幌弁護士会

会 長 房 川 樹

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 米 屋 佳



勸告書

平成21年11月2日付け申立人[REDACTED]の人権侵害救済申立について、札幌弁護士会人権擁護委員会において調査した結果、当会は、下記のとおり勧告する。

勸告の趣旨

- 1 申立人を監視カメラ付き居室へ収容する必要性を再度慎重に検討し、必要性がない場合には、直ちにカメラ付居室への収容を終了すべきである。
- 2 さらに、今後、申立人を含め、被収容者を監視カメラ付き居室へ収容する場合には、監視カメラによる監視が被収容者の人格の尊厳を侵すおそれ大きいことを十分に認識し、監視カメラ付き居室の使用を必要最小限にとどめ、やむを得ずその使用を開始したとしても、必要性がなくなったときには直ちにこれを終了すべく、被収容者のプライバシー権に配慮し、慎重に収容及びその継続の要否を判断するよう勧告する。

勸告の理由

第1 申立の趣旨

申立人は、平成21年9月5日以降、現在に至るまで、途中2日間だけ単独室に戻された期間を除き、継続して監視カメラ付きの居室に収容されているが、同居室から出してほしい。

第2 当委員会の調査の経過概要

- 1 平成21年12月21日 札幌刑務所において申立人と面談
- 2 平成22年 4月21日 札幌刑務所長に対し文書照会（別紙1参照）
- 3 同年 7月 7日 札幌刑務所長からの回答（別紙2参照）
- 4 同年10月27日 札幌刑務所長に対し文書照会（別紙3参照）
- 5 同年12月 8日 札幌刑務所長からの回答（別紙4参照）

第3 当委員会の判断

1 申立人の主張の要旨

ア 申立人は、平成17年11月15日に札幌刑務所に入所し、平成19年8月6日から職業訓練のため富山刑務所に収容されていたが、平成20年6月19日から再度札幌刑務所に収容され、現在同所に在監中である。

イ 申立人は、当会人権擁護委員会に対し、以下のような経緯を申し述べて、不必要な監視を終了するよう強く求めた。

（ア）申立人は、平成21年9月5日、単独室にいたところ、「電池で火を付けた」との理由で、懲罰として監視カメラ付きの居室に移された（な

お、申立人は、当該点火の事実を否認している。)

(イ) 申立人は、テレビカメラで24時間監視されていることでストレスがたまり食事もほとんど取れず、このため同年9月15日に風呂場で倒れ、同月18日に医務室で点滴を受けたが、居室へ戻ってから横になることも許されないまま作業をさせられた。

(ウ) 申立人は、同年10月下旬、懲罰終了として単独室へ戻されたが、2日ほどして新たに懲罰を受け、再び監視カメラ付きの居室へ移され、現在に至っている。

(エ) 申立人は、ストレスの高まりで精神的に弱ってきており、このため同年12月9日に階段で倒れた。

2 札幌刑務所による回答の要旨

当委員会は、札幌刑務所長に対し、別紙1及び3のとおり文書照会を実施したところ、それぞれ別紙2及び4のと通りの回答があった。その要旨は以下のとおりである。

ア 申立人の制限区分の決定、再評価が行われた年月日

平成18年5月24日、同年12月20日、平成19年6月21日、平成20年6月19日、同年8月29日、平成21年3月25日、申立人を制限区分第3種に指定し（平成19年8月6日から職業訓練のため富山刑務所に収容、平成20年6月19日に再度札幌刑務所へ移入。）、平成21年6月19日、同年11月25日、平成22年5月25日、申立人を制限区分第4種に指定した。

イ 申立人を単独室に収容した期間及び理由

- ① 平成18年4月28日から同年5月9日まで
物品不正所持事案調査のため、単独室へ収容
- ② 同月10日から同月19日まで

上記①に係る調査の結果、閉居10日の懲罰執行のため、単独室へ収容

③ 同月20日及び21日

工場出業待ちとして、単独室へ収容

④ 平成19年8月3日から同月5日まで

富山刑務所への移送待ちとして、単独室へ収容

⑤ 平成20年6月19日

富山刑務所から移入となり、工場出業待ちとして、単独室へ収容

⑥ 同年7月28日から同年8月5日まで

不正連絡事案調査のため、単独室へ収容

⑦ 同年8月6日から同月15日まで

上記⑥に係る調査の結果、閉居10日の懲罰執行として、単独室へ収容

⑧ 同月16日及び同月17日

工場出業待ちとして、単独室へ収容

⑨ 平成21年4月20日から同月27日まで

作業拒否事案調査のため、単独室へ収容

⑩ 同月28日から同年5月7日まで

上記⑨に係る調査の結果、閉居10日の懲罰執行のため、単独室へ収容

⑪ 同月8日から同月26日まで

物品不正製作等事案及び火気不正使用事案調査のため、単独室へ収容

⑫ 同月27日から同年6月20日まで

上記⑪に係る調査の結果、閉居25日の懲罰執行のため、単独室へ収容

⑬ 同月21日以降現在まで

制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇として、単独室へ収容

⑭ 同年9月25日から30日間

同年9月5日、申立人が居室内においてたばこ類似物に乾電池を用いて着火し、さらに居室内において、許可されていない物品27点を不正に所持・隠匿していたため、閉居30日の懲罰執行として、単独室へ収容

⑮ 同年11月11日から25日間

平成20年6月20日以降、申立人が枕を不正に加工し、平成21年6月20日以降、申立人が他の受刑者から薬剤を譲り受け、さらに、同年9月21日、給与した菓子を隠匿し、同月5日以前にたばこ類似物作成を目的として果物の皮を不正に所持・隠匿していたため、閉居25日の懲罰執行として、単独室へ収容

⑯ 同年12月18日から15日間

同年12月9日、申立人が、作業用の段ボールに紙やすり等12点を不正に所持・隠匿していたため、閉居15日の懲罰執行として、単独室へ収容

⑰ 平成22年4月28日から15日間

同年4月14日、申立人が、居室衛生係の受刑者に対し、職員の許可を受けることなく一方的に話しかけ、さらに、別の居室衛生係の受刑者に対し、「なに受刑者のこと呼び捨てにしているのよ。」などと怒鳴りつけたため、閉居15日の懲罰執行として、単独室へ収容

ウ 監視カメラによる監視の根拠法令・通達・通知等の有無及び監視の目的

監視カメラによる監視の法令・通達・通知等の明確な規定はないが、被収容者の逃走、自殺、異常行動、被収容者間のけんか、刑務所職員への職務執行妨害、施設内での火災事故等、刑事施設の風紀、規律及び秩序を害する行為を未然に防止するとともに、これらの行動等を察知したとき、直

ちに必要な措置を執るための速やかな対応ができるようにすることを目的に設置している。

エ 申立人を監視カメラ付き居室に収容する理由

申立人が火気を不正使用するという火災などの重大な事故につながりかねない反則行為を行ったことから、申立人の動静を綿密に視察する必要があると判断し、閉居罰執行中の平成21年5月3日から現在まで申立人を監視カメラ付きの居室に収容している。

また、申立人は、監視カメラによる視察を開始した後の平成21年9月5日、たばこ類似物を不正に製作した上、これに乾電池を用いて着火する火気不正使用等の行為を行っており、その後も、物品不正製作、不正交談及び侮辱等の反則行為を反復している状況にあることから、引き続き申立人を綿密に監視する視察する必要があると判断し、監視カメラによる視察を継続している。

3 当委員会の判断

上記調査結果によれば、札幌刑務所において、申立人の反則行為調査及び懲罰執行のための単独室収容を繰り返していることが認められるが、同刑務所長の回答によっても、平成22年4月28日から15日間の閉居罰執行終了後、反則行為調査及び閉居罰執行があったとの具体的な指摘はない。

監視カメラによる監視を行うことについては、一般的には、被収容者の自殺防止、火災事故等の防止といった観点から、一応の合理性は認められるものの、申立人に対する監視カメラによる監視は、平成21年5月3日以降現在まで継続しているところ（但し、途中2日間だけ単独室に戻された期間を除く。）、上記のとおり、札幌刑務所長の回答によっても、平成22年4月28日から15日間の閉居罰執行終了後もなお反則行為を行っているとの指摘もないから、札幌刑務所が申立人の「動静を綿密に視察する必要がある」

と判断する具体的理由は必ずしも明らかではない。

着替えや排便を含む受刑者の一挙手一投足を24時間監視し続けることは、通常実施される監視の程度を超えて、被収容者のプライバシーを強度に制約し、屈辱感を与えるものであるから、刑務所としては、監視カメラによる監視が被収容者の人格の尊厳を侵すおそれが大きいことを十分に認識し、監視カメラ付き居室の使用を必要最小限にとどめ、やむを得ずその使用を開始したとしても、必要性がなくなったときには直ちにこれを終了すべきところ、申立人については、この点についての十分な配慮がなされることなく監視カメラによる監視が漫然と継続されていると言わざるを得ない。

このような札幌刑務所の処遇は、申立人のプライバシー権を必要以上に強く制約するものと認められる。

4 結論

よって、当会は、札幌刑務所に対し、主文のとおり勧告する。

以上

別紙-1

平成22年4月21日

〒007-8601

札幌市東区東苗穂2条1丁目5-1

札幌刑務所所長 殿

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階

札幌弁護士会

人権擁護委員会

委員長 米 屋 佳



人権救済申立事件について（照会）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会は、貴所において在監中の[REDACTED]（以下、申立人といいます）より
人権侵害救済の申立を受けて予備調査をすすめておりますことから、今般、別
紙【照会事項】記載の事項につきご照会いたします。

恐れ入りますが、平成22年5月末日までにご回答頂きますようお願いいた
します。

【照会事項】

- 1 申立人は、平成21年9月以降、どのような態様の処遇を受けていますか。
昼夜独居なのか、作業へ出ているのか等明らかにした上でご回答ください。
- 2 平成21年9月以降、申立人に対し懲罰を科したことがありますか。
ある場合、懲罰の内容及び懲罰の理由並びに懲罰の期間をご回答ください。
- 3 貴所には、ビデオカメラにより24時間内部を監視できる房（ビデオカメラ付きの房）はありますか。ある場合、その房数はいくつですか。
- 4 受刑者を、ビデオカメラ付きの房に収容して24時間監視することはありますか。仮にあるとすれば、その根拠法令をご回答ください。
- 5 ビデオカメラ付きの房に収容されている受刑者が、ビデオカメラの付いていない房への移転を希望した場合、どのように対応されているかご回答ください。
- 6 申立人を、ビデオカメラ付きの房に収容したことはありますか。ある場合、収容していた期間と併せてご回答ください。
- 7 申立人がビデオカメラ付きの房に収容されていた各期間について、どのような理由で収容されていたのか、それぞれご回答ください。

以上



別紙-2

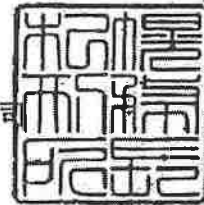
札刑受第816号

平成22年7月7日

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 米屋佳史 殿

札幌刑務所長 浅野 賢 司



人権救済申立事件調査について（回答）

平成22年4月21日、「人権救済申立事件について（照会）」と題する書面をもって依頼のありました当所収容懲役受刑者 [REDACTED] に係る標記について、下記のとおり回答します。

記

1 照会事項1について

当所では、平成21年6月21日以降現在に至るまでの間、申立人を制限区分第4種に指定し、昼夜居室において作業を行わせています。

2 照会事項2について

当所が、平成21年9月以降、申立人に科した懲罰は、次のとおりです。

- (1) 平成21年9月5日、申立人が、居室内において、たばこ類似物に乾電池を用いて着火し、さらに居室内において、許可されていない物品27点を不正に所持・隠匿していたため、懲罰審査会の議を経て、同月25日、申立人に対し、閉居30日の懲罰を科しました。
- (2) 平成20年6月20日以降、申立人が、枕を不正に加工し、同21年6月20日以降、申立人が他の受刑者から薬剤を譲り受け、さらに、同年9月21日、給与した菓子を隠匿し、同月5日以前にたばこ類似物作成を目的として果物の皮を不正に所持・隠匿していたため、懲罰審査会の議を経て、同年11月11日、申立人に対し、閉居25日の懲罰を科しました。
- (3) 平成21年12月9日、申立人が、作業用のダンボールに紙やすり等12



点を不正に所持・隠匿していたため、懲罰審査会の議を経て、同月18日、申立人に対し、閉居15日の懲罰を科しました。

- (4) 平成22年4月14日、申立人が、居室棟衛生係の受刑者に対し、職員の許可を受けることなく一方的に話しかけ、さらに、別の居室棟衛生係の受刑者に対し、「なに受刑者のこと呼び捨てにしているのよ。」などと怒鳴りつけたため、懲罰審査会の議を経て、同月28日、申立人に対し、閉居15日の懲罰を科しました。

3 照会事項3について

当所では、監視カメラによる視察ができる居室を有しているところ、その居室数を回答することは、警備上支障が生ずるおそれがあるため、回答いたしかねます。

4 照会事項4について

当所の運用として、監視カメラによる視察ができる居室には、自殺のおそれのある者など、動静を綿密に把握する必要がある被収容者を収容しています。

なお、監視カメラによる視察については、法令上の根拠はありません。

5 照会事項5について

監視カメラによる視察ができる居室への収容については、当所において、必要と判断した場合に決定しているものであり、被収容者からの希望により転室等を行うことはしていません。

6 照会事項6及び7について

平成21年5月3日、申立人が、火気を不正使用するという火災などの重大な事故につながりかねない反則行為を行ったことから、当所では、申立人の動静を綿密に視察する必要性があるとして、同日から申立人を監視カメラにより視察ができる居室に収容し、現在もその収容を継続しています。

別紙-3

平成22年10月27日

〒007-8601

札幌市東区東苗穂2条1丁目5-1

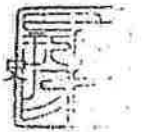
札幌刑務所所長 殿

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階

札幌弁護士会

人権擁護委員会

委員長 米 屋 佳



人権救済申立事件について（照会）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会は、貴所において在監中の■■■■■（以下、申立人といいます）より人権侵害救済の申立を受けて予備調査をすすめておりますことから、今般、別紙【照会事項】記載の事項につきご照会します。

恐れ入りますが、平成22年11月30日までにご回答頂きますようお願い致します。

【照会事項】

第1

- 1 貴所の回答によれば、監視カメラによる監視をおこなう必要がある被収容者として、「自殺のおそれのある者」という例示がありますが、その他監視カメラによる監視を必要と判断する場合とはどのような場合がありますか。
- 2 貴所の回答によれば、監視カメラによる監視については法令上の根拠はないとのことですが、監視カメラによる監視をおこなう根拠となる通達・通知等があればお知らせ下さい。
- 3 貴所の回答によれば、平成21年5月3日以降、火気の不正使用という反則行為を理由に申立人を監視カメラにより監視ができる居室に収容し、その収容を続けているとのことですが、一方、平成21年6月21日以降、申立人を制限区分第4種に指定し昼夜居室にて作業を行わせているとあります。
監視カメラによる申立人の監視は、昼夜間独居処遇以前から継続していたのでしょうか。
- 4 貴所の回答によれば、監視カメラにより申立人の監視をする必要性を判断した理由として、平成21年5月3日に火気を不正使用したという反則行為を指摘されていますが、右反則行為以後1年経過後もなお監視カメラによる監視が必要であると判断する具体的理由をお知らせ下さい。

第2

- 1 申立人の貴所収容期間（開始年月日と終了年月日）をお知らせ下さい。
- 2 貴所収容中の、申立人の制限区分の決定、再評価が行われた年月日と、当該制限区分とした（変更・継続も含みます）理由をお知らせ下さい。
- 3 貴所収容中、申立人が独居とされた期間の始期と終期、独居とした理由（懲罰、出役待機、制限区分4種指定等。加えて、その基礎となった事実の概要も含む。例えば、工場調整に基づく出役待機、作業拒否に基づく懲罰など。）をお知らせ下さい。
- 4 申立人の独居期間中のことについてお尋ねします。
 - ① 独居は昼夜間継続して行われていましたか。行われていた場合その期間（開始年月日と終了年月日）もお知らせ下さい。
 - ② 房内での姿勢制限はありましたか。あった場合、具体的内容、期間（開始年月日と終了年月日）もお知らせ下さい。
 - ③ 他囚との会話の制限はありましたか。あった場合、具体的内容、期間（開始年月日と終了年月日）もお知らせ下さい。
 - ④ 入浴は単独で行われていましたか。行われていた場合その期間（開始年月日と終了年月日）もお知らせ下さい。
 - ⑤ テレビ視聴は認められていましたか。認められた場合、何時、どの時間に認

められていましたか。

- ⑥ ラジオ聴取は認められていましたか。認められた場合、何時、どの時間に認められていましたか。
- ⑦ 運動について、単独運動か集団運動か、実施場所、頻度、集団運動の場合の会話の可否をお知らせ下さい。
- ⑧ 慰問等のレクリエーションは、どのようなものがありましたか。また、これらへの参加は認められていましたか。レクリエーションの告知は行っていましたか。
- ⑨ クラブ活動等は認められていましたか。
- ⑩ 定期的な集団討議、グループカウンセリングは実施していましたか。行われていた場合その期間（開始年月日と終了年月日）もお知らせ下さい。
- ⑪ 申立人が行っていた作業内容及びその時期（当該作業の開始年月日及び終了年月日）をお知らせ下さい。
- ⑫ 申立人に対する医師の定期診察の有無及びある場合にはその間隔をお知らせ下さい。

以 上



別紙-4

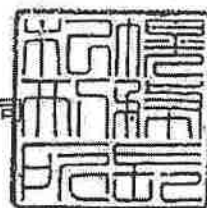
札刑受第1965号

平成22年12月8日

札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 米屋佳史 殿

札幌刑務所長 浅野 賢 司



人権救済申立事件調査について（回答）

平成22年10月27日、「人権救済申立事件について（照会）」と題する書面をもって依頼のありました当所収容懲役受刑者 [REDACTED] に係る標記について、下記のとおり回答します。

記

1 照会事項第1の1について

当所では、施設の規律及び秩序を適正に維持するため、その動静を綿密に把握する必要がある者を監視カメラ付きの居室に収容しています。

なお、監視カメラは、被収容者の逃走、自殺、異常行動及び被収容者間のけんか、あるいは当所職員への職務執行妨害、施設内での火災事故等、刑事施設の風紀、規律及び秩序を害する行為を未然に防止するとともに、これらの行動等を察知したときに、直ちに必要な措置を執るための速やかな対応ができるようにすることを目的に設置されているものです。

2 照会事項第1の2について

関係法令はもちろん、照会に係る通達・通知等に条文等の明確な規定はないところ、監視カメラの設置目的は上記1のとおりであり、施設の規律及び秩序を適正に維持するためには、必要不可欠であり、かつ、施設の規律及び秩序の維持に多大な役割を果たしています。

3 照会事項第1の3について

当所では、申立人が、火気を不正使用するという火災などの重大な事故につ



ながりかねない反則行為を行ったことから、申立人の動静を綿密に視察する必要があると判断し、閉居罰執行中の平成21年5月3日から申立人を監視カメラ付きの居室に収容していますので、申立人を制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇とした同年6月21日以前から、申請人を監視カメラ付き居室に収容し、現在も監視カメラ付き居室への収容を継続しています。

4 照会事項第1の4について

当所において、申立人を監視カメラにより視察ができる居室に収容を継続している理由は、申立人は、監視カメラによる視察を開始した後の平成21年9月5日、たばこ類似物を不正に製作した上、これに乾電池を用いて着火する火気不正使用等の行為を行っており、その後も、物品不正製作、不正交談及び侮辱等の反則行為を反復している状況にあることから、当所では、引き続き申立人の動静を綿密に視察する必要があると判断し、監視カメラによる視察を継続しています。

5 照会事項第2の1について

申立人は、平成17年11月15日、当所に入所となり、同19年8月6日から、職業訓練のため富山刑務所に収容していましたが、同20年6月19日から現在に至るまで、再度、当所に収容しています。

なお、申立人の刑の終了日は、平成23年5月14日です。

6 照会事項第2の2について

(1) 当所では、申立人に対して、平成18年5月24日、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行に伴い、申立人の改善更生の意欲及び社会生活に適應する能力を判断し、制限区分第3種に指定し、これ以降、同年12月20日及び同19年6月21日、処遇審査会を開催し、定期再調査の結果、制限区分第3種に指定しました。

(2) 同20年6月19日、申立人が富山刑務所から移入となったため、富山刑務所から引き続き、制限区分第3種に指定し、これ以降、同年8月29日及び同21年3月25日、処遇審査会を開催し、定期再調査の結果、申立人の改善更生の意欲及び社会生活に適應する能力を判断して、制限区分第3種に指定しました。

(3) 同年6月19日、処遇審査会を開催し、申立人の懲罰終了後の処遇を決定するに当たり、申立人の改善更生の意欲及び社会生活に適應する能力を判断

し、制限区分第4種に指定して以降、同年11月25日及び同22年5月25日、処遇審査会を開催し、定期再調査の結果、制限区分第4種に指定しました。

7 照会事項第2の3について

当所において、申立人を単独室に収容した期間及び理由は、以下のとおりです。

- (1) 平成18年4月28日から同年5月9日までの間、本来必要の都度申し出て速やかに服用しなければならない薬を不正に所持した疑いから物品不正所持事案調査のため単独室に収容しました。
- (2) 同月10日から同月19日までの間、上記(1)に係る調査の結果、薬を不正に所持する反則行為を行ったと懲罰審査会の議を経て認定し、閉居10日の懲罰執行のため単独室へ収容しました。
- (3) 同月20日及び同月21日、工場出業待ちとして単独室に収容しました。
- (4) 同19年8月3日から同月5日までの間、富山刑務所への移送のため、移送待ちとして単独室に収容しました。
- (5) 同20年6月19日、富山刑務所から移入となり、工場出業待ちとして単独室に収容しました。
- (6) 同年7月28日から同年8月5日までの間、同じ工場において就業していた釈放が迫った者に対して、釈放後に信書2通を発信するように依頼した不正連絡事案調査のため、単独室に収容しました。
- (7) 同年8月6日から同月15日までの間、上記(6)に係る調査の結果、同じ工場に就業していた釈放が迫った同衆に対して、釈放後信書2通の発信を依頼したことを懲罰審査会の議を経て認定し、閉居10日の懲罰執行のため、単独室に収容しました。
- (8) 同月16日及び同月17日、工場出業待ちとして、単独室に収容しました。
- (9) 同21年4月20日から同月27日までの間、独りになって考えたいとして正当な理由なく工場での作業を拒否したとして、作業拒否事案調査のため、単独室に収容しました。
- (10) 同月28日から同年5月7日までの間、上記(9)に係る調査の結果、正当な理由なく工場への出業を拒否したことを懲罰審査会の議を経て認定し、閉居10日の懲罰執行のため、単独室に収容しました。

(11) 同月8日から同月26日までの間、自作のたばこ、書籍等数十点を不正に所持、隠匿した物品不正製作等事案及び乾電池を使用して火を発火させた火気不正使用事案調査のため、単独室に収容しました。

(12) 同月27日から同年6月20日までの間、上記(11)に係る調査の結果、自作のたばこ、書籍等数十点を不正に所持、隠匿した物品不正製作及び乾電池を使用して火を発火させた火気不正使用したことを懲罰審査会の議を経て認定し、閉居25日の懲罰執行のため、単独室に収容しました。

(13) 同月21日以降については、制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇として単独室に収容しています。

なお、同日以降においても、照会事項第1の4に記載のとおり、反則行為調査及び同行為に係る懲罰を繰り返しており、現在も、制限区分第4種に指定し、昼夜居室処遇として単独室に収容しています。

8 照会事項第2の4の①について

上記照会事項第2の3で回答した期間、昼夜間単独室に収容していました。

9 照会事項第2の4の②について

当所では単独室に限らず、居室内において、室内の廊下側の壁に寄り添って座るなど職員が視察できないような姿勢は制限しています。

なお、閉居罰執行中の者に対しては、平日は午前7時35分から午後4時25分まで、休日等は午前9時から午後4時まで、教育的処遇日は午前8時30分から午後4時10分までの時間帯については、食事、用便、入浴、運動の時間を除き、正座又は安座の姿勢で座ることとしています。

10 照会事項第2の4の③

当所では、交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく話をし、又は話しかけてはならないとする遵守事項を設けており、制限をしています。

また、閉居罰執行中の期間においても、同様の取扱いをしています。

11 照会事項第2の4の④

上記照会事項第2の3で回答した期間、単独により入浴を実施していました。

12 照会事項第2の4の⑤

認めていません。

13 照会事項第2の4の⑥

上記照会事項第2の3で回答した期間（閉居罰執行中を除く。）、平日は午後5時30分から同9時、休業日は午前9時から午後3時45分及び午後5時から同9時まで、認めています。

14 照会事項第2の4の⑦

上記照会事項第2の3で回答した期間、申立人については、天候不良等により単独運動場が使用できない場合及び日曜日その他法務省令で定める日を除き、主に、単独運動場において、単独で実施していましたが、1月に2回程度、集団運動場において、集団で実施しています。

なお、集団運動中に受刑者同士が会話することは認めています。

15 照会事項第2の4の⑧

当所では、余暇活動の援助として歌謡慰問等を実施していますが、単独室収容中の者については、集団で行う慰問への参加は認めていないため、慰問実施当時単独室に収容されていた申立人に対しても、慰問実施の告知は行っていません。

16 照会事項第2の4の⑨

認めていません。

17 照会事項第2の4の⑩

実施していません。

18 照会事項第2の4の⑪

上記照会事項第2の3で回答した期間（閉居罰執行中を除く。）、申立人は、居室内において食料品製造（豆の選別）作業を行っていました。

19 照会事項第2の4の⑫

申立人については、おおむね、1週間に1度、医師による診察を受診しています。